

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 幸山政史

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し10万円以下の過料を科する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

第3条 前条に規定する過料を徴収しようとする場合に発する納付書に記載される納付期限は、当該納付書を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければ

ならない。

#### 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

#### (提出理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、同法第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。